

2018年『建国記念の日』について考える県民のつどい

日時 2月11日(日・祝) 午前10時～12時
場所 盛岡市若園町「盛岡市総合福祉センター」4階講堂
講演 岩手靖国違憲訴訟と安倍改憲(仮題)
講師 澤藤統一郎さん(弁護士)



皆さん多数ご参加下さい

資料代 300円

<プロフィール>

1943年盛岡生まれ
ものごころついたころには、日本国憲法があった。大地と陽光と水と風と日本国憲法によって育った。
1971年弁護士登録
1977～1988年岩手弁護士会所属
現在、東京弁護士会会員
公益財団法人第五福竜丸平和協会監事
元日本民主法律家協会事務局長
元日弁連消費者委員長

岩手靖国違憲訴訟・岩手スモン・市民平和訴訟・日の丸君が代強制違憲訴訟・浜の一揆訴訟などを担当
ブログ「憲法日記」を1750回を越えて毎日更新中

県民のみなさん
2月11日は、「建国記念の日」で国民の祝日。三連休の方もいらっしやるかと思えます。この「建国」とは、どういう意味でしょうか。とさらこの日を「大事」にし、「日の丸」を振って「奉祝」する方々がいます。そして、そういう方々は、現在の日本国憲法は「押しつけ憲法だ」、「明治憲法の方が良かった」、「国防を強化すべき」とも主張されています。
岩手では、かつて「岩手ヤスクニ訴訟」が争われ、事実上の「勝利」判決を勝ち取りました。宗教と政治、行政、憲法と私たちの生活は、どうあるべきなのでしょう。か。
安倍首相が、強い執念を持って進めようとしている憲法改悪と、「建国記念の日」「岩手靖国訴訟」は、どういう関係があるのか。是非、お話を聞きにおいで下さい。

【呼びかけ団体】

教科書・靖国神社問題岩手県市民ネットワーク／岩手県歴史教育者協議会／岩手憲法会議(憲法改悪阻止岩手県各界連絡会議)／治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟／日本国民救援会岩手県本部／いわて労連(岩手県労働組合連合会)／岩手県革新懇(平和・民主・革新の日本をめざす岩手の会)

<連絡先>いわて労連(019-625-9191) 岩手県革新懇(019-652-8676)